

使用料規程改定案 新旧対照表

変更の理由		使用料規程改定案 令和7年1月1日施行予定		使用料規程 令和5年4月1日施行		令和6年(2024)年9月11日 一般社団法人 学術著作権協会	
項目 番号	見出し	記載場所	表示内容	見出し	記載場所	表示内容	備考
1	定義	第2条	この規程における用語の定義は次の通りとする。 (1)「利用者」とは、当協会との間で本規程に定める利用許諾契約を締結した個人又は団体をいう。 (2)「電磁的記録媒体」とは、電子的方式、電磁的方式そのほか人の知覚をもって認識することのできない方式により管理著作物を記録する媒体をいう。 (3)「紙等媒体」とは、紙、フィルムその他前号に規定する方式以外の方式により管理著作物を記録する媒体をいう。 (4)「複写複製」とは、管理著作物の全部又は一部を、単独で、かつ、その内容及び形式に変更を加えずに有形的に複製することをいう。 (5)「転載複製」とは、説明、報告、紹介その他の目的で、論文等の一部を構成する管理著作物(論文等に含まれる図表、写真等を含む。)を利用者自身が作成する資料等(紙等媒体であるか電磁的記録媒体であるかを問わない。)に有形的に複製することをいう。 (6)「AI利用」とは、 管理著作物の全部又は一部をAI(Artificial Intelligence:人工知能、以下「AI」という。)による機械学習の用に供する目的で有形的に複製し、若しくはAIによる機械学習の用に供し、又は機械学習したAIにより生成物を生成することをいう。 (7)「国内管理著作物」とは、当協会の管理委託契約約款に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。 (8)「海外管理著作物」とは、海外の複製権機構その他の団体との間で締結した著作権管理契約に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。 (9)「従業員等」とは、利用者(利用許諾契約において管理著作物の利用範囲を利用者の子会社又は関連会社にまで拡大したときは、当該子会社又は関連会社を含む。)の役員、従業員、派遣社員その他利用者の管理下において利用者の事業のために労務を提供する者をいう。 (10)「内部利用目的」とは、管理著作物の複写複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者の内部における利用にのみ供する目的をいう。 (11)「外部利用目的」とは、紙等媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の者に譲渡又は貸与(以下、譲渡及び貸与を併せて「頒布」という。)し、又は電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して、従業員等以外の者の閲覧又は保管に供する目的をいう。	定義	第2条	この規程における用語の定義は次の通りとする。 (1)「利用者」とは、当協会との間で本規程に定める利用許諾契約を締結した個人又は団体をいう。 (2)「電磁的記録媒体」とは、電子的方式、電磁的方式そのほか人の知覚をもって認識することのできない方式により管理著作物を記録する媒体をいう。 (3)「紙等媒体」とは、紙、フィルムその他前号に規定する方式以外の方式により管理著作物を記録する媒体をいう。 (4)「複写複製」とは、管理著作物の全部又は一部を、単独で、かつ、その内容及び形式に変更を加えずに有形的に複製することをいう。 (5)「転載複製」とは、説明、報告、紹介その他の目的で、論文等の一部を構成する管理著作物(論文等に含まれる図表、写真等を含む。)を利用者自身が作成する資料等(紙等媒体であるか電磁的記録媒体であるかを問わない。)に有形的に複製することをいう。 (6)「国内管理著作物」とは、当協会の管理委託契約約款に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。 (7)「海外管理著作物」とは、海外の複製権機構その他の団体との間で締結した著作権管理契約に基づき当協会が著作権を管理する著作物をいう。 (8)「従業員等」とは、利用者(利用許諾契約において管理著作物の利用範囲を利用者の子会社又は関連会社にまで拡大したときは、当該子会社又は関連会社を含む。)の役員、従業員、派遣社員その他利用者の管理下において利用者の事業のために労務を提供する者をいう。 (9)「内部利用目的」とは、管理著作物の複写複製物を、従業員等による閲覧、保管、その他利用者の内部における利用にのみ供する目的をいう。 (10)「外部利用目的」とは、紙等媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の者に譲渡又は貸与(以下、譲渡及び貸与を併せて「頒布」という。)し、又は電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を利用者以外の第三者に送信する等して、従業員等以外の者の閲覧又は保管に供する目的をいう。	・AI利用の定義を追加した。 ・新6号の追加に伴い、号番号を修正した。
2	国内管理著作物の電子化利用に係る使用料	第4条の2	国内管理著作物を次の各号に掲げる方法で電磁的記録媒体に複写複製して利用する場合の使用料は、当該各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 (1)利用者が有するタブレットやコンピューター等に保存して、当該タブレットやコンピューター等を用いて利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客等の不特定の者(以下「顧客等」という。)に上映(スライド・動画等による提示を含む。)する場合の使用料は、1著作物(学会誌など複数の論文・記事等で構成される書籍等)にあつては、その論文・記事毎に1著作物とし、その他の書籍等においてはその1章毎に1著作物とする。本条及び第7条において同じ。)1上映当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。 (2)電子メール、チャットツールその他メッセージングアプリに添付する等して顧客等に対して公衆送信する場合の使用料は、1著作物1送信当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。 (3)ウェブサイトに掲載して公衆送信する場合の使用料は、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、以下の通りとする。 視聴者の限定あり□著作物1年間当たり200,000円 視聴者の限定なし□著作物1年間当たり300,000円 (4)利用者が保有するサーバ(ネットワークを通じて利用者の事業所内の他のコンピューターにファイルやデータを提供する機能を有するコンピューターをいう。)に保存して、利用者の従業員の閲覧等の用に供する場合の使用料は、別表1に業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に利用者の従業員等の数を乗じて得た額とする。	国内管理著作物の電子化利用に係る使用料	第4条の2	国内管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製し、当該複製物を次の各号に掲げる方法で利用する場合の使用料は、当該各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 (1)利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客等(以下「顧客等」という。)に対して利用者が有するタブレットやコンピューター等を用いて上映(スライド・動画等による提示を含む。)する場合の使用料は、1論文1上映当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。 (2)顧客等に対して電子メール、チャットツールその他メッセージングアプリに添付する等して公衆送信する場合の使用料は、1論文1送信当たりその顧客等の数に500円を乗じて得た額とする。 (3)ウェブサイトに掲載して公衆送信する場合の使用料は、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、以下の通りとする。 視聴者の限定あり 1論文1年間当たり200,000円 視聴者の限定なし 1論文1年間当たり300,000円	・語順を入れ替え、各号の条件を分かりやすくした。 ・使用料算定の単位を変更した。 旧 論文 新 著作物 ・4号を新設し、国内管理著作物の電子的な内部共有に係る使用料(別表1)とその算定方法について定めた。
3	包括的利用許諾契約における使用料額算出方法	第5条	(1)全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての利用(複写複製した著作物、並びに第4条の2第1号及び第2号の利用においては複写複製した著作物の上映ないし送信の回数及び顧客等の数、同条第3号の利用においては視聴者の限定の有無、同条第4号の利用においては利用者の従業員等の数。次号において同じ。)につき利用者から報告を受け、当該報告内容に前条各号の規定を適用して算出した額。 (2)実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の5週間に行われたすべての管理著作物の利用につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製員数の10倍に基本複写複製使用料を乗じて算出した額。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。 2 前項第2号の規定にかかわらず、利用者の属する団体との間に特別の協定がある場合には、当該団体に属する利用者は、当該団体と当協会との協定に定めた方法で行う実態調査に基づいて把握した管理著作物の複写複製量に基づき使用料額を算出することができる。 3 実態調査方式による包括的利用許諾契約を締結する利用者は、実態調査の実施に便宜を図り、全面的に協力しなければならない。 4 当協会が利用者からの全量報告の内容又は実態調査の結果につき確認する必要があると判断したときは、利用者は当協会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。	包括的利用許諾契約における使用料額算出方法	第5条	(1)全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての利用(複写複製した著作物、並びに第4条の2第1号及び第2号の利用においては複写複製した著作物の上映ないし送信の回数及び顧客等の数、同条第3号の利用においては視聴者の限定の有無。次号において同じ。)につき利用者から報告を受け、当該報告内容に前条各号の規定を適用して算出した額。 (2)実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の5週間に行われたすべての管理著作物の利用につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製員数の10倍に基本複写複製使用料を乗じて算出した額。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。 2 前項第2号の規定にかかわらず、利用者の属する団体との間に特別の協定がある場合には、当該団体に属する利用者は、当該団体と当協会との協定に定めた方法で行う実態調査に基づいて把握した管理著作物の複写複製量に基づき使用料額を算出することができる。 3 実態調査方式による包括的利用許諾契約を締結する利用者は、実態調査の実施に便宜を図り、全面的に協力しなければならない。 4 当協会が利用者からの全量報告の内容又は実態調査の結果につき確認する必要があると判断したときは、利用者は当協会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。	・第4条の2(4)の利用に係る報告事項を追加した。
4	JACデジタル著作権利用許諾契約の使用料	第6条	利用者に対して次の各号に掲げる管理著作物の利用を包括的に許諾する契約(以下「JACデジタル著作権利用許諾契約」という。)の使用料は、別表2に業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に利用者の従業員等の数を乗じて得た額、又は同表に掲げる最低使用料の額のいずれか多い額とする。 (1)内部利用目的による電磁的記録媒体又は紙等媒体への複写複製又はAI利用。ただし、紙等媒体の管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製又はAI利用することができるのは、電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を市場において入手できない場合に限る。 (2)国、地方公共団体、独立行政法人その他の公共団体に対する各種申請又は届出を目的とする複写複製並びに当該公共団体への頒布及び送信 (3)利用者(利用許諾契約において利用許諾の範囲を関連会社にまで拡大したときは、当該関連会社を含む。以下、本条において同じ。)の製品又はサービスに関する情報を提供する目的で、利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客からの要求に応じて、利用者による電磁的記録媒体又は紙等媒体に複写複製した複製物を1部に限り供すること。 2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる行為はJACデジタル著作権利用許諾契約の範囲外とする。 (1)書籍、雑誌、新聞、定期刊行物等(以下、本条において「書籍等」という。)の実質的全体を複写複製すること。 (2)AI利用生成物における要約、分析等を除き、変形、翻案等の改変をすること。 (3)前項(2)及び(3)に掲げる以外の複写複製物を第三者に提供すること。 (4)AI利用生成物を利用者の顧客向けの製品若しくはサービスに利用すること又は第三者に提供すること。 (5)書籍等の購読又は購入に実質的に取って代える目的で複写複製又はAI利用すること。 (6)継続的かつ反復的に複写複製し又は頒布すること。 (7)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2第1項に基づく情報の提供など、利用者の日常的業務として反復継続的に情報を提供すること。 (8)上記に掲げるもの他、当該複製の態様が当該著作物の通常の利用を妨げ、著作権者の正当な利益を不当に害すると認められる行為	JACデジタル著作権利用許諾契約の使用料	第6条	利用者に対して次の各号に掲げる管理著作物の利用を包括的に許諾する契約(以下「JACデジタル著作権利用許諾契約」という。)の使用料は、別表に業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に利用者の従業員等の数を乗じて得た額、又は同表に掲げる最低使用料の額のいずれか多い額とする。 (1)内部利用目的による電磁的記録媒体又は紙等媒体への複写複製。ただし、紙等媒体の管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製できるのは、電磁的記録媒体に複写複製された管理著作物を市場において入手できない場合に限る。 (2)国、地方公共団体、独立行政法人その他の公共団体に対する各種申請又は届出を目的とする複写複製並びに当該公共団体への頒布及び送信 (3)利用者(利用許諾契約において利用許諾の範囲を関連会社にまで拡大したときは、当該関連会社を含む。以下、本条において同じ。)の製品又はサービスに関する情報を提供する目的で、利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客からの要求に応じて、利用者による電磁的記録媒体又は紙等媒体に複写複製した複製物を1部に限り供すること。 2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる行為はJACデジタル著作権利用許諾契約の範囲外とする。 (1)書籍、雑誌、新聞、定期刊行物等(以下、本条において「書籍等」という。)の実質的全体を複写複製すること。 (2)変形、翻案等の改変をすること。 (3)前項(2)及び(3)に掲げる以外の複写複製物を第三者に提供すること。 (4)書籍等の購読又は購入に実質的に取って代える目的で複写複製すること。 (5)継続的かつ反復的に複写複製し又は頒布すること。 (6)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の2第1項に基づく情報の提供など、利用者の日常的業務として反復継続的に情報を提供すること。 (7)上記に掲げるもの他、当該複製の態様が当該著作物の通常の利用を妨げ、著作権者の正当な利益を不当に害すると認められる行為	・別表1の新設に伴い、表番号を修正した。 ・JACデジタル著作権利用許諾契約の利用許諾範囲にAI利用を追加した。 ・AI利用に係る禁則事項を追加した。 ・新4号の追加に伴い、号番号を修正した。

使用料規程改定案 新旧対照表

変更の理由		使用料規程改定案 令和7年1月1日施行予定		使用料規程 令和5年4月1日施行		備考																																					
項目 番号	見出し	記載場所	表示内容	見出し	記載場所	表示内容																																					
			・国内管理著作物の内部共有の使用料を追加するため ・JACデジタル著作権利用許諾契約の利用許諾範囲にAI利用の追加及び使用料を改定するため			令和6年(2024)年9月11日 一般社団法人 学術著作権協会																																					
5	文献提供許諾契約の使用料	第7条	他人の委託を受け、学術文献その他の著作物につき、その複写複製物を頒布し又は送信の方法により当該他人(以下「複写複製等委託者」という。)に提供することを業とする機関(以下「文献提供機関」という。)が行う管理著作物の複写複製又は送信(送信行為により必然的に生じる送信先における複製を含む。)に係る利用許諾契約(文献提供許諾契約)の使用料は、利用態様及び管理著作物の種類に応じてそれぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 (1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁当たりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額 (2) 複写複製等委託者に対して国内管理著作物の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又は国内管理著作物をファクシミリ以外の方法で送信する場合 1 著作物当たり500円 (3) 複写複製等委託者に対して海外管理著作物(ただし、電磁的記録媒体への複製の利用許諾が可能とされている著作物に限る。)の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ以外の方法で送信する場合 管理委託者が決定した額 2 文献提供機関は、当協会との間で第5条第1項第1号に定める方式により包括的利用許諾契約を締結することができる。	文献提供許諾契約の使用料	第7条	他人の委託を受け、学術文献その他の著作物につき、その複写複製物を頒布し又は送信の方法により当該他人(以下「複写複製等委託者」という。)に提供することを業とする機関(以下「文献提供機関」という。)が行う管理著作物の複写複製又は送信(送信行為により必然的に生じる送信先における複製を含む。)に係る利用許諾契約(文献提供許諾契約)の使用料は、利用態様及び管理著作物の種類に応じてそれぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 (1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁当たりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額 (2) 複写複製等委託者に対して国内管理著作物の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又は国内管理著作物をファクシミリ以外の方法で送信する場合 1 論文当たり500円 (3) 複写複製等委託者に対して海外管理著作物(ただし、電磁的記録媒体への複製の利用許諾が可能とされている著作物に限る。)の電磁的記録媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ以外の方法で送信する場合 管理委託者が決定した額 2 文献提供機関は、当協会との間で第5条第1項第1号に定める方式により包括的利用許諾契約を締結することができる。	・使用料算定の単位を変更した。 旧 論文 新 著作物																																				
6	複写目的電子化契約の使用料	第8条	第3条第2項第2号の利用許諾契約を締結している利用者が、当該契約に基づき国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することのみを目的として、その有するサーバの記録媒体に複写複製することに関する利用許諾契約(以下「複写目的電子化契約」という。)の使用料は、複製1頁当たり30円とする。 2 複写目的電子化契約を締結した利用者が管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷したときは、前項の使用料とは別に第4条及び第5条に基づく使用料を支払わなければならない。	複写目的電子化契約の使用料	第8条	第3条第2項第2号の利用許諾契約を締結している利用者が、当該契約に基づき国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することのみを目的として、その有するサーバ(利用者の事業のために使用する他のコンピューターにネットワークを通じてファイルやデータを提供する機能を有するコンピューターをいう。)の記録媒体に複写複製することに関する利用許諾契約(以下「複写目的電子化契約」という。)の使用料は、複製1頁当たり30円とする。 2 複写目的電子化契約を締結した利用者が管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷したときは、前項の使用料とは別に第4条および第5条に基づく使用料を支払わなければならない。	・第4条の2(4)でサーバの用語を定義したことに伴い、本条では割愛した。 ・表記を統一した。 旧 および 新 及び																																				
7	資料等を転載複製して頒布する場合の使用料	第9条	国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ。)当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。	資料等を転載複製して頒布する場合の使用料	第9条	国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ)当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。	・句点を追記した。																																				
8	附則	-	この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定 2023年4月1日改定 2025年1月1日改定	附則	-	この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定 2023年4月1日改定																																					
9	別表1	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>業種区分</th> <th>従業員等一人当たり年間使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.</td> <td>消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.</td> <td>航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.</td> <td>出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>	階層	業種区分	従業員等一人当たり年間使用料単価	1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	230円	ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械	500円	3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	650円	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	950円	5.	出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア	2,100円	-	-	-	・第4条の2(4)の利用に係る従業員等一人当たり年間使用料単価を定めた。																				
階層	業種区分	従業員等一人当たり年間使用料単価																																									
1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	230円																																									
	ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械	500円																																									
3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	650円																																									
	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	950円																																									
5.	出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア	2,100円																																									
	10	別表2	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>業種区分</th> <th>従業員等一人当たり年間使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.</td> <td>消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.</td> <td>航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院</td> <td>1,950円</td> </tr> <tr> <td>コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品</td> <td>2,850円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.</td> <td>出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>最低使用料</td> <td>本表で算出した年間使用料額が200,000円を下回る場合は、200,000円とする。ただし、利用者が実利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	階層	業種区分	従業員等一人当たり年間使用料単価	1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	680円	ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械	1,500円	3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	1,950円	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	2,850円	5.	出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア	6,300円	最低使用料	本表で算出した年間使用料額が200,000円を下回る場合は、200,000円とする。ただし、利用者が実利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。	別表1	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>業種区分</th> <th>従業員等一人当たり年間使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.</td> <td>消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.</td> <td>航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.</td> <td>出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>最低使用料</td> <td>本表で算出した年間使用料額が200,000円を下回る場合は、200,000円とする。ただし、利用者が実利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	階層	業種区分	従業員等一人当たり年間使用料単価	1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	450円	ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械	1,000円	3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	1,300円	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	1,900円	5.	出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア	4,200円	最低使用料	本表で算出した年間使用料額が200,000円を下回る場合は、200,000円とする。ただし、利用者が実利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。
階層	業種区分	従業員等一人当たり年間使用料単価																																									
1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	680円																																									
	ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械	1,500円																																									
3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	1,950円																																									
	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	2,850円																																									
5.	出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア	6,300円																																									
	最低使用料	本表で算出した年間使用料額が200,000円を下回る場合は、200,000円とする。ただし、利用者が実利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。																																									
階層	業種区分	従業員等一人当たり年間使用料単価																																									
1.	消費者サービス 卸売、小売業 衣服、繊維、アパレル等 運送サービス、運送設備 金属製品を含む金属	450円																																									
	ビジネスサービス 一般金融(銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む) 会員機関 建設 電機、電子機器 電気、ガス会社 航法、誘導装置 機械	1,000円																																									
3.	航空機、航空宇宙 電子部品 科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所、総合病院	1,300円																																									
	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	1,900円																																									
5.	出版 遠隔通信サービス コンサルティング、(非科学的)研究 科学研究 製薬、ヘルスケア	4,200円																																									
	最低使用料	本表で算出した年間使用料額が200,000円を下回る場合は、200,000円とする。ただし、利用者が実利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。																																									